

NEWS

～ 平成 23 年 10 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

「雇用促進税制」が創設されました

本年の 8 月に雇用促進税制が創設されました。

8 月に概要をお知らせしたところですが、あらためてご案内いたします。

「雇用促進税制」の概要

1 年間で 10% 以上かつ 5 人以上（中小企業は 2 人以上）従業員（＝雇用保険被保険者）を増やす等の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度が創設されました。従業員の増加 1 人当たり 20 万円（当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）が限度）の税額控除が受けられます。

平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まる事業年度が対象ですので、すぐに人員増加の予定が無い場合でも、景気が回復し、1～2 年後に人員増加が見込まれる場合にも、その年度において対象となります。

「雇用促進税制」の税額控除を受けるには

税額控除を受けるためには、

- ・ 事業年度開始後 2 カ月以内に「雇用促進計画」を提出
（ハローワーク）
 - ・ 事業年度終了後 2 カ月以内に「雇用促進計画の達成状況の確認」を受ける
（ハローワーク）
 - ・ 達成状況の確認を受けた「雇用促進計画－1」の写しを確定申告書に添付して提出
（税務署）
 - ・ 青色申告書の適用を受けている
 - ・ 使用人給与支給額が一定額以上増加している
 - ・ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいない
- 等の諸条件がございます。

詳細の条件等は以下をご参照ください

【リーフレット：厚生労働省】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_02_pamp.pdf

（雇用促進計画の書式もダウンロードできます）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>